e　「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

f　「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

g　「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

⑵　コア資本に係る調整項目

a　「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

b　「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

c　「自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第七条第一項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通出資の額、非累積的永久優先出資の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第二条第一項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載すること。

d　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第六項第一号に掲げる額をいう。

e　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第六項第二号に掲げる額をいう。

f　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第六項第三号に掲げる額をいう。

g　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第七項第一号に掲げる額をいう。

h　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第七項第二号に掲げる額をいう。

i　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第七項第三号に掲げる額をいう。

⑶　リスク・アセット等

a　「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十六条の規定に従い算出された額をいう。

b　「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

c　「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第十七条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d　「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用組合において、自己資本比率告示第十八条第一項の規定に従い算出された額をいう。

e　「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用組合において、自己資本比率告示第十八条第二項の規定に従い算出された額をいう。

⑷　その他

a　本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「―」を記載すること。

b　表示単位（「百万円、％」又は「千円、％」）を表の枠外に記載すること。

（漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年農林水産省告示第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「三月一十八日」を削る。

第二条第一項中「次項に定める」を「自己資本の構成に関する開示事項」に改め、「第三項に定める」を削り、同条第三項中「定量的」を「第一項の定量的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中ホを削り、へをホとし、同号を同項第一号とし、同項第三号イ中「第六条第一項第二号及び第五号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号チ中「次に掲げる」の下に「エクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める」を加え、同号ヌ中「実績値」を「実績値と」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号イ中「又は基礎的内部格付手法」の下に「（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてＬＧＤ及びＥＡＤの自組合推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）」を加え、同号イ⑵中「採用組合」を「お適用される第六八号イ⑼及びロ⑶中「第二百二十三条」を「第二百二十三条第一項」に、「自己資本から控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号イ中「、時価及び」を「及び時価並びに」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項中「定性的」を「第二項の定性的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「自己資本調達手段」の下に「（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。